



## 消防設備点検. できていますか？

オーナー様ご所有の建物に、当たり前のように置いてある消火器、  
当たり前のように点いている誘導灯。  
これらの消防設備は点検・報告の【義務がある】ことをご存知ですか？  
特に賃貸物件を経営するにあたり、避けては通ることはできません。

内容を再確認すると、

- 6ヶ月に1回の設備点検
- 1年に1回の総合点検
- 3年に1回の消防署への点検報告

※飲食店などのテナントがある物件では、報告義務の年数が変わる可能性があります。

「火事？うちの物件に限ってそんなことはないだろう」  
そんなこと思っていないですか？  
これは消防法で定められたオーナー様の【義務】です。※消防法第17条の3の3  
万が一の場合、被害の拡大を抑えることができないだけでなく、  
入居者様の生命にかかわり、所有者がその責任を問われます。

専門業者による点検の実施依頼、消防署への報告、ともに弊社にて  
ワンストップで対応可能です。

ご所有の建物の保護、保険の観点のみならず、大切な入居者様の  
安全な生活を守るため、ぜひ今一度実施状況を確認の上、  
対応が十分でない場合は弊社までご相談ください。